

免税軽油 Q&A

Q1 春耕が終了した段階で免税証を刈取りと秋耕の分まで使ってしまいました。追加申請はできますか。

A 追加申請することはできます。所定の様式にこれまでの実績、軽油を多く使用した理由、今後の予定、所要数量等を記入して福井県税事務所に提出してください。

Q2 免税証をなくしてしまいました。再交付は可能ですか。

A 紛失した免税証の再交付はできません。新たな申請が必要です。また、紛失した免税証について他県に連絡しなければならないので、免税証亡失届出書を提出してください。

Q3 免税証に記載されている販売業者を変更することはできますか。

A 免税証を交換して販売業者を変更することはできます。免税証交換申請書に交換する免税証の番号と種類、変更先の販売業者を記入し、返納する免税証を添えて申請してください。

Q4 免税証のリッター数（券種）を細分化することはできますか。

A 免税証を交換して細分化することはできます。免税証交換申請書に交換する免税証の番号と種類、どのように細分化するかを記入し、返納する免税証を添えて申請してください。

Q5 免税軽油使用者証に記載されている機械が古くなったので、新しい機械に買い換えました。用途は同じなので、そのまま免税軽油を使用してよいのですか。

A 免税軽油使用者証に記載されている機械以外のものには免税軽油は使用できません。新しい機械で免税軽油を使用したい場合は、使用者証の書換申請を遅滞なく行い、使用者証に新しい機械を追加し、古い機械を削除する必要があります。

Q6 免税軽油を他人に譲り渡したのですが、問題はありますか。

A 免税軽油は、免税軽油使用者証を所持して免税証により引き取った本人のみが使用できますが、その引き取った免税軽油は、承認がなければ他人に譲渡することはできません。承認を受けずに譲渡した場合、譲渡した者および譲渡を受けた者は、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます（H23年6月改正）。また、譲渡した免税軽油の数量に対して軽油引取税が課せられます。